

## 豊島区自治基本条例検討委員会設置要綱

平成17年6月20日

区 長 決 裁

### (設 置)

第1条 分権時代にふさわしい豊島区の自治の確立をめざし、その基本原則となる「(仮称)豊島区自治基本条例」について検討するため、豊島区自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、「(仮称)豊島区自治基本条例」の策定について必要な事項を検討して答申する。

2 委員会は、前項の検討において、豊島区自治基本条例区民会議が「豊島区自治基本条例区民会議案の策定に関するパートナーシップ協定」に基づき区長に提出した「豊島区自治基本条例区民会議案」(平成17年3月31日提出)の趣旨を踏まえて検討するものとする。

### (構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる17名以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者 2名

(2) 区内に在住、在勤又は在学の者15名以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (運 営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が庶務と協議のうえ定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。